

# 自動車保険だより

2020.2 Vol.9

中面特集

あなたとあなたの家族を守るために  
事故!その時どうする?



愛車の前で無心に遊ぶ子どもたち。ママならではの愛情あふれるワンショット。こんな写真が表紙にほしかったと知り合いの契約者の方をお願いして提供していただきました。

まだわが子が小さかった20年以上も前のこと。お盆に妻の田舎の静岡に帰省した帰り道。夜の東名高速は渋滞していました。ほとんど停止したままで、時々数メートル進むことを繰り返しているような状態でした。ブレーキペダルに足をかけ、前の車が動くときだけ足を上げると「ガシャン」と慣れてしまいました。▼ふと前の車が動いたと思つて足を上げると「ガシャン」とぶつかってしまったのです。前の車が動いたと錯覚してしまったのです。すぐに車を端に寄せて警察に電話し、桜保険にも電話しました。スタッフの方から適切に指示を受けて、ぶつけてしまった相手の方に謝罪し、警察の立ち合いのもと事故の状況を話し、双方の連絡先を交換しました。

▼私が車外でやり取りしている間、車に乗つて見守る家族はきつと最後までドキドキしていたに違いありません。相手が相手だったらどうしようと思つたりもしましたが、相手の方も家族がいらして穏やかに応対してくれました。その後は桜保険の担当者の方が相手の方と交渉してください、苦情もなく解決していただきました。▼それ以来安全運転に心がけています。あの時高速スピードで運転中だったらと思うと心が騒いでしまいます。皆さんもくれぐれも安全運転に心がけてください。そして、親身になって教職員を守ってくれる都教組共済の自動車保険の加入を周りの方に呼びかけてください。



東京都教職員組合  
執行副委員長  
有本 文彦

あなたと  
あなたの家族を  
守るために

# 事故! その

読者の方から、事故の事例や万が一の事故の時の注意  
そこで今回は、事故事例をもとに気をつけたいことなど

## 駐車場内の事故! スマホの写真が決定打に

Cさんがバックでスーパーの駐車スペースに入り終わる直前に、急にバックしてきた右隣の車がCさんの車の右側面前方に接触しました。警察に連絡し調書も取って、後は保険会社同士でと別れました。Cさんは相手が急にバックしてきた自車の駐車スペース内での事故なので、相手の過失が大きい事故と桜保険に連絡しました。

ところが、相手の加入している保険会社からはCさんにも過失が5割ありとの主張が伝えられてビックリ。相手の方はまっすぐバックし、衝突場所は通路上なので過失は五分五分だと主張しているとのことでした。

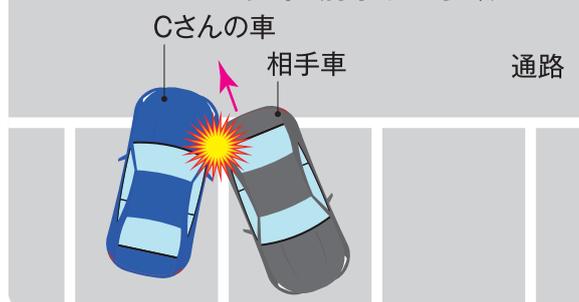
桜保険は、保険会社と相談し、弁護士にも意見を聞いたうえで、Cさんの主張の通りであれば、0:100は厳しいがCさんの過失は1~2割が相当と判断し、それを立証するための事実を集めることに全力を挙げました。具体的には、①事故時の写真、②アジャスター\* 損害立会結果の記録、③警察の物件記録です。

幸い事故時にCさんがスマホで撮った写真と、②で得た損壊箇所を入力方向図と写真でCさんの主張が正しいことが証明され、相手過失9割で示談できました。特にこの示談で役立ったのは、Cさんが撮った写真です。そこにはCさんの車の右前輪が自車駐車スペース内にあることがしっかり写っていました。

事故時に自分の主張の証拠として写真を撮っておくことの大事さを示した事故でした。

\*アジャスターとは、交通事故で主に物損の損害額を査定する人。事故現場や車の損壊箇所を実際に調査して損害額を計算し、保険会社などに報告します。

### スーパー駐車場内での事故



駐車場内は道路交通法適用外のため、自動車事故も意外にもめやすい場所です。

事故を起こしたら、①必ず警察を呼ぶ②事故状況を記録する(写真、動画、メモなどで損壊箇所だけでなく、両方の車の位置が分かる道や周りを入れたもの)③事故相手とのやり取りの要点をメモしておくなど自分の主張を証明できる証拠をたくさん残しましょう。



## 事故の時は、0120-929-079

### 耳や言葉の不自由なご契約者の事故連絡は

桜保険事務所には下記FAXまたはメールで

- FAX.042-461-0366  
(「事故受付票」は「ご契約のしおり」の最終ページまたは右記東京海上日動火災保険会社のホームページにあります)
- メール.dengon@sakura-hoken.co.jp  
受付時間:月~土9:00~18:00  
休業日:日・祝日、12月31日~1月3日

※上記以外の受付時間と休業日には

東京海上日動火災保険会社には、

- ホームページから  
(ホーム→個人のお客様→損害サービス→もし事故が起こったら)
- 専用下記FAXまたはインターネット、メールで
  - FAX.0120-119-569 (事故受付票はダウンロードできます)  
(「事故受付票」は「ご契約のしおり」の最終ページにもあります)
  - インターネット、ホームページの「ご連絡フォーム」から
  - メール.roadassist1@tmassist.co.jp

退職後も安心、継

# 時どうする？

などについて特集してほしいとの声が届きます。  
を紹介します。

## 当て逃げを証明したドライブレコーダーの音？

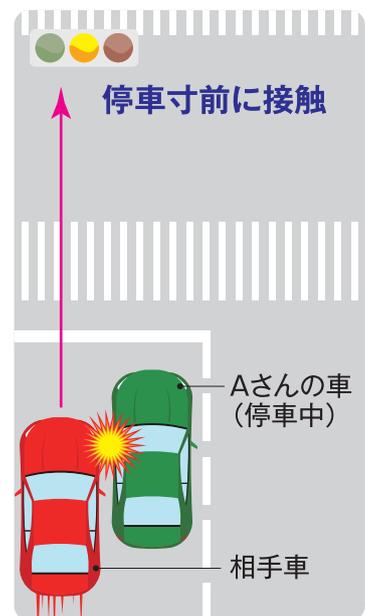
Aさんが交差点の信号が黄色になったため減速し停車寸前の時に、Aさんの車の左側を急いで通過しようとした車の右ドアミラーがAさんの車の左側ドアに接触し、黄色信号の交差点を止まることなく走り去りました。当て逃げのため、その車種やナンバーを警察に連絡して相手を探し出しました。

ところが相手は気が付かなかったと主張し、連絡もなかなか取れず困っていました。桜保険の助言でAさんの車に付いていたドライブレコーダーの記録を保険会社に送って調べてもらいました。映像だけでは左側を通過していったことしかわかりませんでしたが、接触時の音を解析して接触したことを突き止めることができました。

その結果、相手も接触していたことを認めて、100%賠償を約束しました。



ドライブレコーダーは映像だけでなく音声も記録され事故時の事実解明に大きく役立ちます。自動車保険でも事故時の通報や連絡のできるドライブレコーダーの特約があり好評です。



## 台風で車が水没!でも車両新価保険特約で救われました

Bさんは台風で道路も冠水する中を運転していました。だいぶ雨量が増えて道路の水かさも上がる中を走っていると、いきなりエンストして全くエンジンがかからなくなりました。車の中にも浸水し身に危険も感じたので車を放置して帰宅。安心110番と車を買った店に連絡して翌日レッカー移動してもらいました。安心110番からはレンタカー費用が出ること、修理見積りが出たら連絡することなどが案内され、Bさんは一安心しました。

桜保険からは、修理する場合は車両保険金額の200万円を上限にお支払できること、修理できないなどの場合は、新価特約をつけているので新車購入費用が250万円限度で出ることなど、今後の保険金支払いについても丁寧に説明しました。Bさんは落ち込んでいた気持ちから立ち直り、新たな車を探し始めました。

結局水没した車は新価特約が適用できる被害だったので、保険金を使って新車を購入。思いもよらぬ災害で車を失ったショックも和らいだそうです。

新価特約の良さを実感し、お勧めしておいてよかったと思った事故でした。

台風などによる増水で冠水した道路の通行はできるだけ避けて安全を確保しましょう。万が一、車が水没してエンジンが止まってしまったら、すぐに車から出て避難しましょう。安全な場所に避難したら、直ちに保険会社に事故報告し、水没した車のレッカー移動の連絡を取り、警察に連絡しましょう。



続 加入 できます

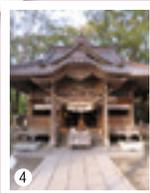
# 読者の コーナー

退職して10年以上経ちますが、自動車保険のお世話になっています。今回の世田谷線がまだ玉電の名で渋谷まで通じていたころですが、松陰神社まで通勤していました。豪徳寺もしばしば訪れていたのとてなつかしく、クイズに応募する次第です。  
(林春美様)

共済カフエ、素敵ですね。保険内容について具体的な説明を受けることができ、また質問もできるのは、やはりネット保険と違って安心感が有ります。事故には十分気を付けていますが、いざという時の桜保険事務所さん、頼りにしています。  
(井上たみ子様)

## 桜保険 ミニショット

桜保険事務所の近くにある田無神社の珍しいモノを撮ってきました。



- ① 境内で営業する車屋台カフエ「風薫る神社なおきち」
- ② 昭和の大横綱大鵬が開いた土俵
- ③ 「田無神社と五木寛之」の立て札
- ④ 田無神社本殿

## 今回のクイズはこちら

ミニショットで紹介した田無神社には、学生時代にこの神社の床下で夜を過ごしたある有名な作家の立札もあります。その作家とは誰でしょう。下記の中から選んでください。

1. 森 鷗外
2. 五木 寛之
3. 坂口 安吾

100名様に  
1,000円分の  
図書カードを  
プレゼント!



ヒントは、紙面の中またはホームページを見てね。

桜保険

前回の答えは「まねき猫」でした

\*クイズおよび抽選の実施者は東京都教職員組合・東京都障害児学校教職員組合です。

- 応募 締 切: 2020年5月31日(日)当日消印有効
- 応募 方 法: 郵便ハガキに、クイズの答えと郵便番号・住所氏名・ご意見・ご感想をご記入の上、桜保険事務所までご応募ください。
- Webでの応募方法: 桜保険のホームページの最新ニュースの「ヒント」にある応募方法でご応募ください。
- 抽 選 ・ 発 表: 正解者の中から厳正な抽選のうえ、当選者に図書カードを発送し、発表とかえさせていただきます。
- 注 意 事 項: いただいたご意見を自動車保険だより作成のために利用させていただくことがあります。いただいたご意見を紙面に掲載させていただくときには氏名を表示させていただくことがあります。  
※お客様の個人情報は厳重に管理し、商品の抽選・発送・お問合せにのみ使用します。
- 送 付 先: 〒188-0011 東京都西東京市田無町3-2-17桜保険事務所  
自動車保険だより「クイズ」係

## 投稿大募集

写真やイラストの投稿をお待ちしています。採用された方には謝礼をお送りします。投稿方法は郵送かメール(dengon@sakura-hoken.co.jp)で。



## 自動車保険だより編集委員会

TEL.042-467-4152 FAX.042-461-0366

自動車保険だよりVol.9 (2020年2月)

発行元/〒188-0011 東京都西東京市田無町3-2-17 桜保険事務所内

## 編集後記

都教組・都障教組自動車保険とともに桜保険もおかげさまで今年度35周年を迎えました。今回は桜保険事務所のある西東京市の田無神社をミニショットで取り上げました。読者のみなさん、関心持っていただけましたか。

